

駅名板下広告及び車内放送広告の募集にかかる広告主選定の考え方

駅名板下広告および車内放送広告の広告主の選定については、神戸市交通局広告掲出審査基準、駅名板下広告募集要項に基づくとともに、公営交通事業における広告であることを踏まえ、社会通念上総合的に判断されるべきであるが、個別具体的なケースを検討する上で一定の判断基準となるよう、以下のとおりガイドラインを示すこととする。本選定においては、【1】、【2】いずれの基準もクリアしなければならない。

【1】 広告主の候補としない企業名等

- ◇ 神戸市交通局広告掲出審査基準において規制する業種としているもの。
- ◇ 風営法または風俗営業に類似する業種
- ◇ 医療法で認められていない医業、施術所を営む者（エステ、整体など。）
- ◇ 寺社、宗教法人
ただし、当該施設が歴史的建造物、文化財の類で社会的にも広く受け入れられているものは可（例：「生田神社」）
- ◇ 政党、結社等の政治団体
- ◇ 悪質商法等で摘発もしくは行政処分を受けている、または受ける可能性のある企業等
- ◇ その他、駅名板下広告を掲出することにより交通局のイメージ並びに社会的信用を害する恐れのある企業等

【2】 「ランドマークとなりうる著名な企業等」の解釈

- ◇ 駅周辺の一定エリア内に立地する施設であること。
- ◇ 現に市中の広報メディア、市販マップ等に記載されるなど、地理的目標として一般に認知されている施設であること。
- ◇ 当該施設名称が社会文化的に地域で定着している施設であること。この場合、本・支社名、また正式名・通称（愛称）名を問わない。
- ◇ ビルの愛称名などを駅名板下広告の名称とする申込みがあった場合は、原則としてビルオーナー企業等を広告主とする。
- ◇ テナント、出資者の類であっても、その名称が一般にランドマークとして認知されていると選定審査委員会が認めた場合はこの限りでない。

【3】 複数の申込みがあった場合の優先順位

（1）駅名板下広告

①金額、②距離、③施設規模の順で優先して選定する。

全て同条件であった場合は、再入札を行う。

（2）車内放送広告のみの駅については、抽選にて選定する。